

# 許可通知書

様式第2号

申請書及び添付図書に記載の行為は土地区画整理法第76条の規定により下記条件を附して許可する。

許可番号 第 号

許可年月日 令和 年 月 日

住所

申請行為者

氏名

様

北本市長 三宮 幸雄 印

## 条件

- ・土地区画整理事業の施行の障害となる場合は、施行者の指示に従い、移転又は除去すること。
- ・本工事の着工にあつては、事前に十分施行者と協議すること。
- ・工事に際し、周辺関係者への周知と苦情等の対処を行うとともに、既設構造物への損傷や工事仮設物等の撤去復旧についても速やかに対処すること。
- ・許可物件を他に貸付けまたは譲渡し、もしくは担保に供するときは、その相手方に許可条件を継承し、承諾を得ること。
- ・上記条件の他、区画整理事業の内容に係る別紙誓約書を提出すること。

代理人住所氏名	級建築士登録 第 号 TEL			印
土地区画整理事業の名称	北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業			
申請行為の場所	仮換地指定前	北本市	地積	m <sup>2</sup>
	仮換地指定後	街区 画地		m <sup>2</sup>
申請行為の種類	1. 土地の形質の変更 2. 建築物その他の工作物の新・改・増築 3. 物件の設置、たい積			
申請行為の概要及び地域地区				
土地所有者住所氏名及び土地所有者承諾印	印			
土地借地権者住所氏名	印			
工事着手完了予定年月日	着手 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北本市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北本市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において北本市を代表する者は、北本市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。